



従つて、三十三年度は事業費と予算額とは同じものであるということなんです。

○政府委員(富樫凱一君) 三十三年度は、先ほど申し上げましたように、三十三年度にきまりました予算額で事業を実施いたすしますと、当初五カ年計画に定められておいた事業をその予算で実施いたしました場合を仮定いたしましたして、事業費を出しておるわけでございます。で、昭和三十三年度の事業費は八百四十六億になつておりますが、予算額は六百五十億九千七百万円、こうなつておるわけでございます。

○田中一君 一級国道の場合ですね。三十三年度予算額は二百二十四億八千二百万、一級国道でね。ところが事業費は二百四十億一千六百万になつておるのですね。予算額よりも事業費を余分にすることなんです。

○政府委員(富樫凱一君) この一級国道の実施の中には、補助の分も入っておりますので、予算額よりも事業費の方がよけいになつておるわけでございます。

○田中一君 それではね、はっきりと補助の分の内訳もお出しにならないと、これではのめ込みないわけですがね。事業費というもののうちから、国の直轄の分も入つて総事業費にならなきゃならぬわけですね。

○政府委員(富樫凱一君) この一級国道の分を直轄と補助に分けるというお話でございます。この一級国道の分につきましては、直轄と補助と分けたらどうかというお話でございます。

○田中一君 ちょっと頭に入らぬわけ

なんだ。予算額はわかります、これは。予算額はね。事業費というのものが一応わかります。で、従つてこの事業費の内容は、これ国庫負担のものと、地方負担の、補助工事の場合には地方負担が入つておるといふこと、それから第一次五カ年計画に県単工事があつたとするならばそれも含まれておるかどうか、その点が不明です。

従つて、七六・九%という進捗率は、どこからこういうものを示されるかということもわからないわけですね。どうして七六・九%になるかというところはわかつておらないわけですね、この場合には、これはあなたの方の持つておるものから、こうなりましたという報告にすぎないのです。だから、予算額はこれは間違いないでしよう。事業費の中には、道路整備五カ年計画の閣議決定によつた計画の実施に當つて、当時県単独工事というものがこのうちに幾らく入つておつて、それから国の直轄分もあるはずですから、直轄分がどれだけ、補助工事はどれだけということにならぬと、ただ数字をここに書き立てただけであつて、根拠が明らかにならぬわけですね。それは、そういう資料は……私はそういうものがほしいと思つたのですが……

○政府委員(富樫凱一君) この五カ年計画は県単独事業を含めておりまして、で、この五カ年計画にありまふものは国の直轄が補助事業でございます。

○田中一君 そうしますと、第一次五カ年計画は大体の、閣議決定になつた

ものを見ますと、事業費を示して、そのうち資金はどこで示しておるのですか。總括的にこの五カ年計画策定基準で示しておるが、もう少し詳しく説明して下さい。

○政府委員(富樫凱一君) この閣議決定になりました分は、これは事業費で閣議決定になつた分でございます。そこでその参照書といふわけですが、中には、事業費を入れたわけでございますが、これは当初五カ年計画の欄を見ていただきますとありますが、合計が二千六百九億七千八百万とありますが、これが五カ年計画の総事業費でございます。

○西田信一君 事務局案という形で五カ年計画の構想をお示しになつたものを頂戴いたしました。この道路局試案によりまして、五カ年計画の構想は、金額で大体の構想は示されておるようでございます。

そこでお聞きしたいのですが、この前立てとれた、実施されておる五カ年計画は、閣議決定におきましても事業費でこれが示されておるようでございますが、この点は今度の計画ではどういふ計画になるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 新道路五カ年計画の事業費で決定したつもりでございます。ただいまお出の……いたしておりますのは試案でございます。まだ単価等の点がきまりませんので、事業費まで出すに至らなかつたものでございます。

○西田信一君 次に、この法律が通つて、この道路整備五カ年計画というものが通つた場合に、いつごろまでにこの計画は樹立されるのでしょうか。その時期をお聞きしたい。

○政府委員(富樫凱一君) この道路整備緊急措置法によりまして道路整備五カ年計画を立てるのでございますが、原案をただいま作成中でございますが、これができますれば、関係各省と連絡調整の必要もありませんし、また、道路審議会にかけねばならない。ことに道路整備の大きな計画を立てるのでございますから、関係の学識経験者の意見も十分お聞きいたしました。できるだけ完全なものを作りたいという考えでございます。従いまして、これができ上りますのはまだ相当の日数を要すると思つてございまして、衆議院の方におきましては四月中旬に建設省の案をお出しすることをお約束いたしましたわけでございますけれども、閣議決定になりますのはもっとおくれることにならうと思つてございましてお

○西田信一君 次にお尋ねをしたいのは、この示されておる事務局案によると、この示し方が、全体計画の中に内地方、北海道分というふうな分け方で示されておるようでございますが、現在の臨時措置法による五カ年計画にはこういう地方、地方といふ意味でなく、北海道は予算の関係で分けてあると思ひますが、北海道という意味でなく、何か地方別の計画というふうなものが具体的内容として盛り込まれることになつたかどうかという点をお聞きしたいのです。

○政府委員(富樫凱一君) 閣議決定になります部分は全体についての事業費になるわけでございます。地方別等にはいたさぬ考えでございます。

○西田信一君 地方別にはならないというところでございますが、しかし、内

容を地方別にいたしますか、そういう積み重ねたものが結局閣議決定の結論になるのだと思つてございまして、そこで、非常に論議されておる地方との負担関係等ぜひ論議されておりますが、そういうことも含めまして、さらにまた先ほど建設大臣が申されましたように、地方から非常に強い要望がある。こういうことも伺つたわけでございますが、そこで地方公共団体つまり都道府県等の考え方、希望あるいは意思、こういうものはこの計画にどのように取り入れようという御方針であるか、これを一つお伺いしたい。

○政府委員(富樫凱一君) まず總体的に基本方針を立てまして、その基本方針の中には、一級国道、二級国道、主要地方道、その他の地方道路に分けまして、それぞれの目標を定めるものであります。その目標に従ひまして道路整備計画を立てるわけでございますが、具体的には各都道府県からそれぞれの計画をお出し願ひまして、それに基きましてこの五カ年計画を作るつもりでございます。閣議決定されまふのは、このようにして積み上げられまふた計画の總括表といつたものが閣議決定されるわけでございます。これは事業費で示されるわけでございます。

○西田信一君 その都道府県等から要望をとりまとめるというところでありますが、それは単に補助事業等に関するものだけでなく、全体計画について都道府県の意思を聞く、こういうお考えでございますか。

○政府委員(富樫凱一君) これは全体について御意見を伺うのが筋だろうと思ひますけれども、一級国道の直轄につきましましては地方建設局、北海道に

おきましては北海道開発局がそれぞれの計画を立てております。その計画に基きまして直轄の計画は立てたい考えでございますが、実施いたします場合にはそれぞれの都道府県とよく協議する考えでございます。

○西田信一君 その点はよほど上手にやっていたかという点、地方建設局あるいは北海道開発局等と都道府県との意思疎通が十分参りませんというところ、あるいは、またあるいは先にそういう計画を出す前に都道府県と話し合いをするということも一つの方法と申すのであります。これは一つ十分にやっていたかという点を希望するにどうもできておきません。

次にこの五年計画ですが、この五年計画は金額、事業量で示されるということであるが、金額におきましては、初年度は平均よりも下つて落ちる、下つておきます。そこでそれは事業の年度配分はどんなふうにかえておられるか、おおよそ平均にやっておられるか、あるいはそれとなくやるのか、この点はいろいろ御方針でございませうか。これは大抵から伺った方がよろしいと思うのですが……

○国務大臣(根本龍太郎君) いろいろ考え方がございしますが、現在われわれといたしましては、経済の発展の伸びとも関連いたしましてスライドして参りたいと思ひます。均分制ではなくて、初年度は少いけれども、漸次スライドして後年度に事業量を増す、こういうふうにかえておる次第でございします。

○西田信一君 この経済の伸びと並行してやうていこうという御方針のよう

でございますが、この措置法によるところの計画も、これは完全に計画通り進んでおられない状況に考えましても、そういう行き方はこれは当然とは思ひますけれども、結局五年間の事業量を全部消化するという点については非常に危険といひます。結局その経済の伸びが思うようにはなかつたというふうな点、あるいは財政上の理由等、そういう危険も多分にあると思ひますが、そういう点は完全に実施する建前から果して適当かどうかと思ひますが、何かもう少しそういう御配慮の余地がないものか、お伺ひしたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) この財源のおもなるものがガソリン税になつておるわけでありまして、従ひまして漸次経済の伸びとともに出て参るといふ点の一つの理由でございします。なおまた御承知のようにこのような大きな事業をやる場合には相当これが用地買収に時間と経費がかかるのであります。従ひまして用地買収の方をある程度まで確かめてからでないといけない点がありまして、初年度からずつと工作を進めて参りまして、それに見合う財源措置はいたさうと、かように考えましてスライド制度を一応考えたわけでございます。

○西田信一君 お答えになることはよくわかるのでございしますけれども、この財源との見合いによつてやはり予算を組むというところは必要なこととございします。しかしながら特別会計で借入れ入るといふ道も開かれておるわけでございますから、まあ用地買収等がおくれたために仕事を実施できないという点であればやむを得ま

せんけれども、そうでない限りにおいては、一方経済の伸びあるいはまた経済の伸びから生ずるところのガソリン税の徴収、こういうものにもならみながら一つの見越しをつけながら、やはりそこには何といひますか、借入金等の措置によつて、もう少しこれは事業量を均等化していくという点で、たゞとせば予算の面だけでなくて、事業を消化するといふいわゆる技術的な面からいふと、最後は非常に多くなつていくといふことは非常にむづかしいのじゃないかと考えますが、その点はもう少し御配慮をちょうだいしたいというふうに考えますが、いかがでせうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) そういう私見もありますので、スライドと申しましては、急激なカーブは描かずに、できるだけゆるやかなカーブで参りたい、かように考えておるわけでありまして、一つ伺ひます。

○西田信一君 次に雪害道路のことについて一つ伺ひます。今度雪害道路もこの法律の中に取り入れて参らるるようになるのであります。が、実は私は北海道の事情をよく承知しておるから特に北海道を例にとつて申し上げるわけでありまして、北海道等におきましても、このせつかくできた制度が十分に活用されないために非常に困つておる面が多々ございします。北海道ではたしか予算も現在の半分くらいをちょうだいしておるようですが、二千キロ程度しか行つておらない。しかも一級国道、二級国道、主要道路等だけでありまして、市町村道には直接の除雪といふことはやつておられませんが、しかもその延長は非常に

多いものでございします。今申し上げますように直轄のものでも半分ぐらしか行つておらないといふことであります。昨年も実はこの委員会でも申し上げたと思ひますが、函館から上磯を通つて木古内に行く二級国道ですが、これが飛び飛びにしか除雪をやつておられない。それで実は木古内の大火のときに自動車が行けなくて途中まで行つた。そのために大火が済んでしまつてから自動車が行けたといふようなことが起きておる。そこで、もう少し除雪を、少くとも主要な道路は全部やつてもらふといふくらいに徹底してやつてもらひたいが、この予算を見るとそのほかに補助等については相当の額を盛られておるようでありまして、この五年計画ではそういう主要な国道等はほとんど除雪をする。あるいはまた市町村道等についても主要なものは除雪費をつまり除雪を補助か何かの形でやるというふうな構想をもつておられるのでございませうか。いかがでございますか。

○政府委員(富樫一君) 雪害道路につきましましては現在五年計画があるわけでございますが、一年のずれがありまして、六カ年計画にして、そのうち五年計画を新しい道路五年計画に上げる構想でございします。お話のようにはこの雪害道路事業の対象になる路線は非常に多いのでございしますが、今きめられておる五年計画におきましては、北海道におきましては、相当パーセンテージを上げて割り当てておるわけでございます。特に北海道におきましては、内地よりも基準を上げておりますし、また市町村道については、特

に北海道だけ実施し得るようになつておるのでございします。お話の点もわかりますが、この新しい五年計画につきましましては、十分その辺は検討したいと思ひます。次第でございします。

○西田信一君 御考慮下さるという点でございますが、市町村道等についても、その直接除雪に対する補助の道を開くという御意図があると、このように理解してよろしうございしますか。

○政府委員(富樫一君) 北海道につきましましては、現在でも市町村道について補助をいたしております。

○西田信一君 それは、直接の除雪費に対する補助をやつておられないで、雪をみずからやつておられますが、それと同じようなことを補助金の形にしておられないかと思ひますが、それはどうですか。

○政府委員(富樫一君) 北海道の市町村道は直轄で除雪はやつておるのでございしますが、補助のことを考えるかどうかのお尋ねでございしますけれども、この点につきましましては今後検討したいと思ひます。

○西田信一君 大臣にお聞きをします。北海道開発法とこの法律の関係についてお聞きをさせていただきます。北海道開発法というものは、北海道の経済、国全体の経済の復興、人口問題解決のために、北海道総合開発計画を立てると、従つて、この計画の調査、立案あるいは事業の実施に関する事務の調整等を、北海道開発庁の職務権限にされておるわけでありまして、それで、従ひましてこの開発計画について調査する、立案をするということが北

海道開発庁の権限の範囲内にあると思ふのでありますが、そういう点から考へますならば、北海道についての、しかも北海道は、この法律に基きまして、第二次五ヶ年計画というものが、大綱が定められて、そして閣議決定までも済んでおるわけでございまして、そのうちの道路五ヶ年計画というものも、北海道開発庁は立案をしなればならない立場に置かれておることを考へるわけでありまして、ところが、この法律ができまして、今度は、建設大臣が、北海道分についても五ヶ年計画を作るということになるかと、そういたしますと、何と申しますか、非常な競合が生ずるといいます、あるいは見方によつては職務権限がこちらに移るといいます、侵害されるという、これは言葉は大へんおかしいかもしれませんが、そういうようなことになりはせぬかと思ふのですが、この間ほどのように調整をされるお考えでございませうか。

○國務大臣(根本龍太郎君) ただいまの御質問兼御意見はまことにごもつともな点でございまして、北海道の道路整備計画につきましては、事前に開発庁と十分協議いたしまして決定することになっております。ただこの場合、今御指摘にはなりませんでしたが、一部には、そういう観点から、この政令を定める場合において政令で協議するということを規定したらどうかと、こういう御意見もあるようでありまして、御承知のように、道路整備緊急措置法案には、一般的な施行政令に委任するところの規定がございませぬし、また従来もこういうふうな規定がありまので、十分に、この点

については検討してみたいと思ひますが、ただいまのところ、政令でこれを規定することは非常に困難じやないかと、そこで、そういう場合におきましては、北海道開発庁と建設省と覚書を明確にしておきまして、いわゆる競合とか、あるいは意見の対立によつてまづいことが起らないように十分善処いたしたいと思つております。

○西田信一君 私の指摘したことは事実であるが、それに対する解決方法として、できれば政令に持つてゆくことも考へてゐるけれども、政令に持つて行くことが困難な面もあるようであるから、その場合は覚書で、こういう御答弁のようでありまして、これは果して私も十分勉強しておりますからよくわかりませんが、私は政令でできるのじやないかと思ひます。ということでは、土地改良の特別会計を作りまして、土地改良法の施行令で、「北海道の区域内において行うものにあつては、農林大臣の定める基準に適合するものに限り」と、それが第五十条の三の規定でございまして、その第四項に「農林大臣は、第一項第一号又は第二号の規定により基準を定めようとするときは、北海道開発庁長官と協議しなければならぬ」と、こういう政令で実施されてゐるのでありますが、これと同じような考え方があつたらば、政令にゆだねることができるといふやうな点があると思ひますが、この点はいかがでございませうか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 土地改良法の問題は、今西田さんがお示しになりましたように、これは基準をきめ、こういうところでありまして、今度はこの実施計画のことでございまして、

て、しかもそれが先ほど申し上げましたように、緊急措置法案が、たとえばそれは政令で定めることならば政令で定めるべきところの法律上の根拠がなければ、これは施行政令でできないわけでございます。そういう意味におきまして、従来の法律解釈からすれば、そういう形になっておりますので、私は非常に困難ではなからうかと思ひます。

○西田信一君 大臣は困難だとおっしゃいましたが、これは一つ今後、私も研究は十分だとは思ひませんが、私もできるのじやないかという根拠を申し上げますれば、それは北海道開発法、この第五十二条、読んでみますと「北海道開発庁の所掌事務の範圍は、次のとおりとし、その權限の行使は、その範圍内で法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならない」といふので、その第一号に「開發計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基く事業の実施に關する事務の調整及び推進にあたること」と、こういうふうにごさいますからして、この「その權限の行使は、その範圍内で法律に従つてなされなければならない」といふこの法律というものは、この度制定されようとするこの法律ですね、これを指し得るかと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) この点は法律上の専門的な解釈の問題でありまして、政令で定める場合には、十分法制局の意見等も参酌して、善処したいと思ひます。

○西田信一君 大臣のお気持はよくわかりました。十分御検討いただきまして、そして法律上できるといふこと

になるならば、政令によつていただく、それからそれが不可能な場合におきましては、政令による同等の効果のある覚書を取り交してその間の調整を十分やつていただく、そのことは單なる計画の樹立だけではなくて、計画の変更、すべてを含んで、そのような覚書を取り交していただく、そのようにしていただきたいと思います。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御趣旨に沿うように努力をいたしたいと思ひます。

○西田信一君 わかりました。

○森田義衛君 今の質問に關連いたしまして、一言だけ確かめておきたいと思ひますが、この前の五ヶ年計画ですね、当初の策定基準にございまして、二十九年度以降五ヶ年間に、その總額をいたしまして、事業費を二千六百億圓出す、そのうち國費を千六百八十億圓といふような想定でございまして、この道路実施計画を今年の予算も含めてあります、みますると千七百七十一億になつて、事業費の面においてはふえてゐるが、事業費ではさういふことがないという御説明があつたのですが、このうち國費の使つた部分は幾らになつてゐるか、そして揮発油税はこの五ヶ年間にございまして増徴もあつたわけでありまして、さういふことを予想されて千四百億圓と当初やられたこととかがわかりませんが、一応そのうち揮発油税がどれだけ占めておるかといふ内容をお示し願ひたい。

○政府委員(富樫凱一君) 直ちに取引調へましてお答えいたします。

○森田義衛君 それから次の新しい五

ヶ年計画ですが、これが九千億になつておつて、そのうち地方公共団体だけで実施するものを除きますと七千億になつておりますが、前の五ヶ年計画の二千六百億といふものとこの九千億が見合ふのですか、七千億が見合ふのですか、どちらが見合ふか御答願ひたい。

○政府委員(富樫凱一君) 前の二千六百億に對應いたしますものは五千六百億の分でございます。前の計画には単独事業も含めておりませぬし、有料道路も含めておらなかつたわけでございます。

○森田義衛君 先ほど建設大臣からこの九千億なりあるいは七千億といふたような、私も道路整備ではこういふような緊急整備をぜひ必要としてもらいたいのでありまして、本年度はそれほどの額も出ておりませぬから、順次経済の拡大その他に見合つてこのような目標に向つて実施をはかりたいといふお氣持よくわかりまして、その中で國費として、この前にも五ヶ年計画をお出しになりましたときには、一応先ほど申し上げましたように、事業費において國費を見込んでおるものでございまして、そのうち揮発油税を見込んでおりますが、揮発油税においてどれだけの國費をお見込みになる御予定でございませぬのか、その御予定があればお聞かせ願ひたい。

○政府委員(富樫凱一君) 新しい五ヶ年計画におきましては國費を現行の率で参りますと四千五百七十五億、このうち純國費が約四千二百億になるわけでございますが、この分に見込まれますガソリン税は三千六百億でござい

○森田義衛君　そういたしますと、三千六百億といふと、前のこれまでの五カ年では千四百億だったというものが三千六百億と二倍何かに私はなると思うのでありますが、そういうふうな何と言いますか、ガソリン税の増徴は少くともガソリン税の値上げを期待しないでお見込みになれますかどうか、その点のお見通しもお伺いしたい。

○政府委員(富樫一君)　私新しい五カ年計画には現行のガソリン税率をとっていただくわけでございます、足りない分は先ほど申し上げましたように、一般財源とそれから借入金とを予定いたしておるわけでございますが、これだけのガソリン税が見込まれますれば、他の財源につきましてはまだ大蔵省とは折衝しておらぬのでございますが、全体計画については御了承を得ておりますので、財源措置はできるものと考えております。

○森田義衛君　そういたしますと、現行の税率をもつて将来の五カ年において三千六百億見込むというのが現在の見通しでございますね。

○政府委員(富樫一君)　さようでございませう。

○委員(竹下登次君)　ほかに御質疑はございせんか。

○田中一君　先日前委員会に提出された資料の第二次五カ年計画の草案の草案といひますか、建設省案というものを拝見してみますと、これと昭和二十九年五月二十日に閣議決定になった計画との根本的な相違点、それをまずお示し願いたいと思ひます。

○政府委員(富樫一君)　相違点と申しますと、一つにはこの新しい道路整備五カ年計画は特別会計をもつて実施しようという考えであること、それからもう一つには、この新しい五カ年計画には有料道路も含めたということでございます。なお前の五カ年計画は財源の方が先になりまして、その財源に合うように道路計画を定めた点もございまして、新しい五カ年計画につきましては、一般国道につきましては何カ年に完成するという一つの完成目標を立てておるわけでございますが、これらの点が變つておる点と考へております。

○田中一君　当然道路整備計画も前進しておるのですから、相当な相違点といふものが、よりよい計画が第二次には策定されるべきものと私は信じております。そこで第二次五カ年計画の草案には一応金額で表わしてある、たとえば計画の概要といふものを、そこでわれわれ知りたいのは、常に第一次五カ年計画の事業の実施状況といふものは、年度々々の計画は持たずして、その年度の財政状況を勘案して、もうそれこそ事務局が大へんな苦勞をして大蔵省と折衝をして、これらの予算を獲得して事業を遂行したものと申すのであります。一方きよう提出された資料、道路整備五カ年計画実施状況調べこの点がわかると思うのですが、第一次五カ年計画の第五年度、すなわち第二次五カ年計画の初年度、これはこの総括表を見ますと、一応閣議決定の事業量から今まで実施したものを差し引いた残りがこれに出ております。従つて先ほど建設大臣は年次計画といふものが立たなくとも、初年度を一つとするならば、全体の計画を見合つて、たとえば五カ年計画、あるいは七カ年計画によつて

スライドするのだといふことは、私は初年度がかりに——かりにですね、一とするとするならば、伸びを示すのだというように理解したいのです。むしろ財政が貧困になった場合はスライドするといふ意味は、その場合は財政の規模によつて減るのだという理解は持ちたくないと思ふ。そういう国の財政の規模によつて左右されるものは、少くとも岸内閣の唯一の重要政策として打ち出しておるところの道路整備五カ年計画にはあつてはならぬと思ふのです。そういうものならば、あえて特別会計とあるいは五カ年計画と銘打つ必要は一つもございせん。従つて大蔵省は草案の——草案と申しますか、第二次五カ年計画の建設省の考へ方、一応金額で表わしておりますが、これが三十三年度の事業量の、すなわち四年済んだあとの五カ年計画の残り分といふものであるならば、これから相当に伸びが認められるものといふふうな理解をする場合には、事業量としてどのくらいの量になるかといふことを当然事務局当局としては考へられてあるものと私は思ふのです。この際、第二次五カ年計画の初年度は一応第一次五カ年計画の五年度の分としてこれを抑えてあります。従つて、これはよろしいと思ひます。次年度から二年、三年、四年、五年と、どういう工合に伸びを示すかといふことは、ただ、それが国の財政の状況によつてこうなるのだ、きまらぬのだといふことであつてはならぬと思ふ。一応金額としては抑えてあります。希望は出ておりますけれども、われわれの知りたいのは、事業量がどのくらい伸びていくものであるかといふところを一つ具体的に明示し願ひたい。

い。これはむしろ閣議決定によらなければ最後の決定はできませんけれども、少くとも事務局で考へておられますと、その事業量といふものをお示し願ひたいと思ふ。

○国務大臣(根本龍太郎君)　後ほど事務局からいろいろの説明があると思ひますが、全体の構想として申し上げますと、田中さん御指摘のよう、五カ年計画がスライドしていくといふことはわかるけれども、財政の都合で縮小なことがあつてはいけません、その通りであります。その意味において、これは特別会計を設けた次第でありまして、もし、財政の状況が都合が悪くて、一般会計からの繰り入れが困難である、あるいはまた、ガソリン税はそういうことは絶対にないと思ひますが、これが従来より減つたといふような場合、しかも一方において道路の梗塞状況は依然として続いております、こういう状況のもとにおいて、そのときこそこれは一般借入れによつて財源を確保する、こういう構想がわれわれの思想でございます。その意味において、実は一般借入れの規定を設けた次第でございます。

○田中一君　大蔵省は、建設省が委員会に提出した資料、すなわち建設省の草案として第二次の道路整備五カ年計画の案をこらんになつて、おりますか。

○説明員(松永勇君)　今この席上で見せていただきました。

○田中一君　今建設大臣が言われたのと私は同じなんです。そういう懸念を持っています。特別会計もその意味においてわれわれは反対すべきものではないと思ひますが、ただ、ここにガソリン税の伸びというものがまあ相当ある

の場合においては、少くとも建設省としては、いわゆるどういふふうなカーブをもつて年次別に各種道路があるべきかという建設省の意見だけはまとめたいと思ひます。

○田中一君　では一応の考へ方一つ道路局長からお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(富樫一君)　この第二次五カ年計画におきましても、事業量で閣議決定をお願いしたいと思ふのでございまして、その意味は、事業量できめておいた方が、計画が確実に実行できるという考へ方からでございます。それは、金の方は、単価の値上り等で動いて参りますから、事業量で定める方が確実だといふ考へ方でございますが、今のところは、この全体につきまして、まだ事業量を出すところまでいっておりません。事業量を出すためには、個所がきまらぬと、その個所をどういふ工法で実施するかということがきまらぬと出てこないので、この草案におきましては、事業費で事業量を出しておるわけでございます。

○田中一君　大蔵省は、建設省が委員会に提出した資料、すなわち建設省の草案として第二次の道路整備五カ年計画の案をこらんになつて、おりますか。

○説明員(松永勇君)　今この席上で見せていただきました。



にとどめまして散会いたします。

午後五時十分散会

き受ける可能性の限度というものを、やはり一応見当をつけなくちゃならないというふうに着けておるのでございます。

○田中一君 大体地方道路税並びに軽油引取税のことをわれわれもちつとも知らなかったのですが、こういうものの実態がわかったのですが、建設大臣に伺いますが、これは午前から続けていろいろ問題になっております中心は、やはり地方負担が国の計画にマッチしてついでいかないということになったならば、これは計画そのものがもう成り立たないわけなんです。というのは、ただ地方負担ばかりでなく、道路というものは起点と終点が完成しなければ用をなさないので、従ってむろん横断する道路あるいは取りつけ道路等、地方道も完成しなければ完全なものにならぬわけですから、そういう点について実施の場合には十分検討されると思いますが、第二次五カ年計画の場合は県負担の分が一億九千万、それから第一次の場合には実際の県負担工事はどのくらいに結局なっておりますか、今の自治庁から出たものでは、これはちよつと市町村等が入っておりますから的確なものじゃないと思いますが、建設省の方の調べとして県負担工事はどのくらいになっておりますか。

○政府委員(富樫一君) 今調べてすぐ御返事いたします。

○田中一君 根本さんちよつとあなたに伺いますが、三十三年度の工事、これを起点として大体あなたの方の考え方はどういうカーブでもって、総額一級国道は七年間という距離で、どういうようなカーブになるか、大体考えて

おるだろうと思うのですが、五カ年目にはどう、七カ年目にはどう、どういう形でもっていくと想定されているか。というのは、ガソリン税、これは当然入っておりますし、その分の見方はいいと思ひますが、ただ地方の単独事業と補助金というのか、地方負担というもののバランスの問題ですが、どんな工合に今まで考えておるので。

○国務大臣(根本龍太郎君) 私まだその点は詳細に事務当局の報告を受けておらないのでわかりませんが、先ほど来一般的、抽象的に申し上げましたが、初年度は全体の計画からわたりに少い。従って昭和三十四年度以降は相当程度これは事業量がふえなければならぬ。しかも非常に急激なカーブをしますという、先ほど自治庁において地方の負担分の非常に困難性が出るのみならず、国の計画自身としてもあまり適当ではない。でき得るだけこれはならだらかな線で作っていくことがわれわれが工事を実施する面においてもこれは望ましい。かように考えておりますが、いづれ具体的に事務当局で検討してから後御回答申し上げたいと存じます。

○田中一君 五カ年計画の初年度分ははつきりとここに示してありますから、だから相当な急カーブで伸びないと五カ年でこれだけの事業はできないと思うのです。たとえば第一次五カ年計画は、策定基準を見ますと、事業費は二千六百億、国費は千六百八十億です、ね、こういうふうになっておりますが、これと今度の七千億というものと比べてみましても、初年度というものはここに出ておりますから相当な急カーブでいかなと五カ年間は達成

されないということに私はなと思うのです。ことに来年も、これは相当額ではなくして、目的税的な性格を持つて参っておりますし、特別会計の制度もできておりますから、もう少し強気で、勇気をもって早くそうした計画を策定し、かつブレーキとなるものは自治庁の所管の地方財政の問題となるわけなんです、その点もほんとうにやる気ならばそうした面の問題を解決するということに、早期解決ということをめどにして努力しなければならぬと思うのです。物価、労務等の相当な上昇も見られると思いますが、これをおやつてすう一〇〇%の量は完成しておらない、三十三年度をやりましても、だから今度の場合は、私は期待しているのは、地方の負担率にしても特例でやる、それからまた同時に一切の問題を、場合によつてはあの特例は時限立法でなくとも、また別な観点から、もう少し十分の九くらいまでの国庫負担でやるくらいな意気込みが出な

きやならぬと思うのです。そうしなればこういうものは完成されないように見受けられるのですけれども、再三あなたに言っておりますけれども、先ほど小笠原君の質問に対してあなたは関係としての御答弁をされているが、これは建設委員会でありまして建設大臣としての考え方と信念、あなたがこれを遂行するのに強い決意でやるのだということ、もう少し具体的に説明できませんか。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは田中さんが御指摘のように、今度のこの整備計画を実施するに当って、一番問題になるのは地方負担の能力が地方財政としてあり得るかどうか、これが一番問題だとお思います。従いましてこの点は地方財政を担当している自治庁の意見を十分に尊重しつつ、他面におきましては国全体の財源等も考えてもちろんこれはやらなければなりません。が、工事を担当するわれわれといたしましては、お示しの通りできるだけ政府が地方の圧迫にならないような考慮をしてやらなきやならぬということについてはお示し通りに私も感じております。

○田中一君 それから小林さんに伺いますが、今までの地方負担の金というものは、これは起債によつて面がどのくらいございしますか。

○政府委員(小林三三君) 三十一年度では地方債が三十六億ですが、三十二年度は三十二億、ところが三十三年度に一億ゼロ、三十三年度は来年度でございします。これはいわゆる一般財源が伸びたから地方債をやめちやう、こういう前提で地方債が大幅に削減になつてゐるのは御承知の通りだろうと思ひます。それでございしますから、もうこれは一般の財源でさばきをつけるという原則に道路費はなるだろうと思ひます。

○政府委員(富樫一君) 先ほどお尋ねのありました道路の地方単独事業費でございしますが、三十一年度は二百四十四億四、三十二年度は二百八十五億四でございします。ほかの年度の資料がただいまございせんので、以上申し上げます。

○委員長(竹下豊次君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(竹下豊次君) 速記を始めて本日は本件に対する質疑はこの程度

昭和三十三年四月三日印刷

昭和三十三年四月四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局